

令和2年度第1回練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和2年7月17日(金) 午後2時00分～午後4時30分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
委員 榎本委員、菊地委員、室地委員  
区 総務部長、経理用地課長  
施設管理課長、施設整備課長・機械担当係長  
道路公園課長・工事係長、計画課長、維持保全担当課東部土木出張所長  
学校施設課長、教育施策課長、教育指導課管理係長  
戸籍住民課庶務係長、防災計画課長・防災施設係長、石神井清掃事務所長、谷原清掃事務所副所長、生活衛生課長、情報政策課長、システム調整担当係長

4 議事

- (1) 前回議事録の確認(資料1)
- (2) 審議案件  
令和元年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
  - ・審議資料(抽出案件一覧)(資料2)
  - ・工事契約一覧(資料3)
  - ・物品契約一覧(資料4)
  - ・委託等契約一覧(資料5)
  - ・設計・測量等契約一覧(資料6)
- (3) 報告事項  
令和元年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について(資料7、8、9)
- (4) その他  
次回開催日程について

5 会議の内容

< 前回議事概要 >

全委員了承

< 審議 >

案件1～10 案件抽出理由について  
当番委員が抽出理由を説明

【案件1】

練馬区立関町北小学校校舎等改築工事  
練馬区立関町北小学校校舎等改築機械設備工事  
練馬区立関町北小学校校舎等改築電気設備工事

(事務局)

本件は、該当校舎の老朽化等の理由により、校舎等の改築を行うものである。

その他、仮設校舎については、平成30年度に株式会社大和リース東京本店と練馬区立関町北小学校仮設校舎等の賃貸借として、契約金額4億9,637万8,800円、履行期間が平成31年3月から令和5年1月まで別途発注しているものである。

工事については、いずれも予定価格が1億8,000万を超えるため、議会の議決を要する案件に該当する。

本件は高額な建築工事であるため、区の発注基準に基づき一定の条件を満たす任意の2者を構成員とする建設共同企業体(JV)による制限付き一般競争入札を行った。

第一順位者は共同運営格付けがAランクの区内業者、または共同運営格付けがAランク、100位までの区外業者。第二順位者は共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内業者であることなどを入札の参加条件としている。

入札には6つのJVが参加し、開札の結果、3つのJVが辞退、残る3つのJVが応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で応札したコバ・小沢組建設企業体が24億5,800万円(税抜)で落札した。落札率は92.80%であった。

空調工事についても高額な案件であるため、区の発注基準に基づき一定の条件を満たす任意の2者を構成員とする建設共同企業体(JV)による制限付き一般競争入札を行った。

第一順位は共同運営格付けがAランクの区内業者、または共同運営格付けがAランク、150位までの区外業者。第二順位は共同運営格付けがAまたはBの区内業者であることなどを入札の参加条件とした。

入札には2つのJVが参加し、開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で応札した小林・瀧島建設共同企業体が5億1,220万円で落札した。落札率は93%であった。

電気工事についても高額な案件であるため、区の発注基準に基づき、一定の条件を満たす任意の2者を構成員とする建設共同企業体(JV)による制限付き一般競争入札を行った。

ところが、公告期間終了時までに参加希望申請が1JVのみで、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱第8条に定める、入札成立には2者以上の参加が必要という要件を満たすことができず、入札を中止した。

当時はオリンピック需要等による建設業界全体の人手不足に加えて、区でも小中学校の工事等によって区内電気業者の人手が不足していた。また、工期が長く約4年間拘束される案件であったため、参加希望申請が1者のみとなったと推察される。

そのため、参加条件を一部変更して再度入札を行った。

まず、区外業者について、共同運営格付けがAランク、150位までであったものを300位までとした。また、建設企業体による参加に加えて、単体の区内業者による参加もできるようにした。

その結果、入札には1つのJV、1つの単体企業が参加し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で応札した小松電気工事株式会社が、3億4,100万円で落札した。落札率は99.96%であった。

工事に関しては、ステップ1で既存グラウンド内に仮設校舎の南棟、北棟を建設し、引っ越し。ステップ2で既存校舎解体。ステップ3で1期校舎建設、完成後、仮設校舎北棟が

ら引っ越し。ステップ4で仮設校舎北棟と屋内運動場を解体。ステップ5で2期校舎建設、完成後、仮設校舎南棟から引っ越し。ステップ6で仮設校舎南棟とプールを解体、校庭整備という順序で行うこととなっている。

工期が令和元年10月15日から令和5年7月31日と、3年9カ月と長い理由については、本件の改築が校舎棟だけではなく、体育館棟なども含めた全部改築であったためである。

また、改築工事中、学校運営に支障がないようにするため、校舎一部解体、1期校舎建設、引っ越し、既存屋内運動場および仮設校舎北棟解体、2期校舎建設、引っ越し、校庭整備というステップを踏む必要がある。

ちなみに、同様のステップを踏んだ事例として、平成28年に契約した大泉東小が3年4カ月、平成29年に契約した下石神井小学校が4年1カ月と相当程度の日数がかかっている。

(委員)

工事期間について、自身でも他の地区の状況を調べてみたが、同一敷地内で授業を継続しながら校舎の改築を行った事例では、やはり相当期間がかかっていた。足立区の小学校で3年半、大田区の小学校で4年半、北区の小学校で3年半、中学校で3年、小学校で3年の工事期間がかかっていた。日野市では小学校で5年の期間がかかっているものもあった。別の敷地に移る場合、2年もかからずに新校舎が出来上がった例はあったが、本件の期間的な面はやむを得ないものと承知している。

機械設備工事について、1番と2番の入札価格が6,000円差であったが、事前に区側に通報があったなど、何か不審な兆候はなかったか。

(委員)

本件の電気設備工事でも、やはり13万円ぐらいしか差がないため、併せて回答してほしい。

(経理用地課長)

区の入札制度についてだが、現在区では電子入札を行っている。かつてあった現場説明会は随分前に廃止しており、事業者同士が顔を合わせる機会はない。そのため、どの事業者が幾らで入れているか、そもそもどこが参加しているかは札を開けるまで分からない。

さらに、本件のような大型工事の場合、区内業者だけではなく、区外業者も参加できるため、事業者同士での価格調整は容易ではない。

今回の機械工事については、落札率は低く、最低制限価格を意識しながら事業者が競った結果、6,000円という僅差になったものだと理解している。

一方、電気工事については、落札率が100%に近いが、事務局の説明のとおり電気工事については、他の工事と同様、オリンピック需要で人手が足りなかった。電気については、電気工事が主工事ではなくても下請けとして工事に関わっている場合もあり、見た目以上に従事している所が多かったのではないかと考えている。

その状況で、予定価格と同額程度であれば、受注は可能と考え、2番札の菊地電気が予定価格と同額で入札した。一方の小松電気は予定価格近辺であればと考え、いくらか下げたところで非常に僅差での入札となった。そのような社会経済状況が影響しているものと

考えている。

（総務部長）

本区では3年前から、子どもたちの熱中症対策として全ての小中学校の体育館に空調を入れるための電気工事を進めている。小中学校は、地震等発生時の避難拠点にもなるため、既にエアコンの設置を終えている各校校舎の特別教室、普通教室に加えて、体育館にもエアコンを完備することとした。

区内の小中学校は全部で98校。100校近くある。当初の予定では、100校近くの学校を10年間かけて、10校程度ずつ空調を入れようとしたが、震災がいつ来るかわからないため、7年に圧縮をした。その結果、1年間で14校ずつ空調を入れなければいけないという現象が生じた。

そのため、電気工事については、我々が需要を喚起した部分があり、相手の売り手市場の状態になったことは事実である。また、事務局の説明のとおり、オリンピックの特需もあった。電気工事の事業者は、工事案件が潤沢にあり、仕事を得やすい状況にあるということを理解してほしい。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

## 【案件2】

練馬区立光和小学校屋内運動場空調機設置工事

（事務局）

区では、児童・生徒の熱中症対策と災害時に避難拠点となる体育館の環境整備を目的として、令和元年度から概ね7年間で全区立小中学校の体育館に空調設備を設置することとしている。本件工事もその一環として行われたものである。

業種が空調工事で予定価格5,000万円以上1億円未満のため、共同運営格付けがAランクの区内事業者を対象に予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には9者から参加申請があり、開札の結果、3者が最低制限価格未満により失格、4者が辞退、1者が不参。予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社ナベカンが4,741万5,000円、落札率100%で落札した。

100%の落札率となった理由だが、本件のように予定価格を事前に公表している案件については、1者が予定価格と同額で応札し、他者が辞退や失格等により、結果として1者のみが有効な応札となった場合には、100%の落札となってしまうことがある。

4者辞退の理由について、具体的な辞退理由の記載はなかったが、ほとんどの事業者において、既に区内の他の工事案件について受注をしていた。また、最低価格未満の3者については、受注のために応札価格を下げたところ、結果として最低制限額を割ってしまったのではないかと考えている。

落札した株式会社ナベカンについては、複数の案件を既に受注しており、必要な人員の確保、資機材等についてコストがかかり、価格を予定価格以上に下げることが難しく、結

果として、予定価格と同額で応札したのではないかと推測される。

（委員）

本件も空調工事であるため、練馬区および空調工事の事業者の状況については、先ほど、総務部長から説明があったとおりかと思う。

その状況を踏まえて3者が辞退したのであれば分かるが、3者が最低制限価格を下回って入札したのは何故か。

（経理用地課長）

今回落札したナベカンは、空調も給排水も2、3件既に落札していた。しかし他の3者については、空調についてまだあまり落札していない状況であった。

本件の落札率は100%だが、他の空調工事や電気工事については、大体90%前後の落札率で推移している。

コロナの影響があるかはわからないが、今回最低制限価格を下回った3者は何とかこの案件を落札したいと考えて入札した結果、最低制限未満になった。一方、ナベカンについては既に落札済みの案件があり、本件については、落札済みの案件と同程度の落札率90%では工事を請け負えないと判断し、予定価格で入札した結果、落札に至ったものと考えている。

（委員）

1番札と2番札は相当値段の差があったという理解でよいか。

（経理用地課長）

10%近くの価格差があった。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

【案件3】

江古田駅地下横断歩道シャッター改修工事

（事務局）

本件は江古田駅地下横断歩道の入り口シャッターについて、設置後概ね20年以上経過しており、開閉音、非常停止装置等について不具合が発生したため、改修工事を行うものである。

本案件は北側と南側入り口シャッターの2カ所の工事を行うものである。

本件の予定価格については、区において設定したのではなく、3者から下見積もりを取得し、最も価格の低かった見積価格を予定価格とした。

本案件は予定価格1,000万円未満の建築工事であるため、対象業種がD、E、Xランクの区内事業者を対象に予定価格、事後公表の希望制指名競争入札を実施した。

希望制指名競争入札では、指名競争入札の実施を先に公表し、事業者から指名希望を募った上で入札参加者を指名する。工事に関しては、応募が7者未満の場合に、追加で区が指名する入札方法である。

本件は1回目の入札が不調となり、2回目で落札された。

1回目は3者から希望があり、4者を追加で指名した。開札の結果、2者が予定価格超過、1者が最低制限価格未満、1者辞退、3者不参により、その日の1時間後の再度入札となった。

再度入札においても、1者が予定価格超過、1者が辞退で不調となり、日にちを改めて2回目の入札を行うこととした。

2回目の入札においては、受注制限をなくし、工期の変更を行い、改めて希望制指名競争入札を実施した。

3者から希望があり、4者を追加で指名した。開札の結果、3者が予定価格超過、1者が辞退、3者が不参となり、1時間後の再度入札となった。再度の入札で下見積事業者の株式会社平井工務店が下見積額と同額で応札し、落札率100%の契約金額380万円で落札となったものである。

落札率が100%となった理由だが、下見積額が最も安価であった金額をそのまま予定価格としたところ、その見積事業者が不調となった最初の入札において、見積額より下げて応札してきたため、最低制限価格未満となり失格となってしまった。

第2回の入札においては、1回目の見積額より高く応札したところ、今度は予定価格超過となり、最後の入札において最低制限価格を意識し、見積額と同額の金額で応札したため落札に至ったと推測される。

#### （委員）

この下見積業者というのは平井工務店のことか。何度入札しても上手いかず、自社の下見積金額を入れたら応札できたというイメージか。

#### （事務局）

そのとおりである。

#### 委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

#### 【案件4】

練馬区関区民センター加圧給水ポンプユニット更新工事

#### （事務局）

本件は関区民センターに設置され、稼働していた加圧給水ポンプユニット、ポンプ4台で1ユニットについて、設置後24年を経過し、現状のポンプ4台のうち2台が故障し停止しており、残りの2台のポンプで稼働している状態であった。そのため、万が一ポンプ1台が不具合により停止した場合には、施設の給水に影響が出てしまうため更新工事を行っ

たものである。

本件の予定価格についても、区における設定ではなく、2者から下見積もりを取得し、最も価格の低かった見積額を予定価格としている。

本案件は、予定価格が500万円以上1,000万円未満の給排水衛生工事であるため、対象業種がB、C、Dランクの区内事業者を対象に予定価格事後公表の希望制指名競争入札を実施した。

1者から希望申し込みがあり、8者を追加で指名した。開札の結果で2者が辞退、5者が不参、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社コーゲンが500万円、落札率100%で落札したものである。

本件については、9者中7者が辞退、不参と多い。その理由は、入札が1月14日に行われ、工期が3月31日までと短期間であり、資材の調達も難しく、結果として下見積金額以下を提示できる事業者がいなかったと推測される。

（委員）

先の件も下見積もりを取った案件で、事業者から指名希望を募ったうえで、足りなければ追加する入札方法であると聞いている。本件も不参加や辞退が非常に多いが、希望制指名競争入札で入札を行った場合、不参加や辞退の事業者は多くなるのか。

もしもその傾向がある場合、指名希望事業者が足りない場合に追加で指名する方法は、形式だけの対応に見えてしまうがどうか。

（経理用地課長）

希望制の入札は、まず予定価格が1,000万円未満で、利益の幅が他の一般競争よりも少ないことは1つあると思う。

また、今回の工事は2件とも当てはまるが、年度末に発注しており、工期もタイトであったため、事業者は、調達が間に合わず工期内に工事が終わらなかった場合のペナルティを非常に意識している。

その意味では、下見積もりを取っている事業者は、詳細な発注時期は分からなくとも、近々発注がされるであろう見込みを基に準備をすることが可能である。一方、下見積もり事業者以外については、準備が整わないこともあると思う。

また、追加指名についてだが、適切な競争を促すために、発注者側で追加指名を行いその結果、辞退、不参加が出たのであれば、区としては手を尽くしたと考えている。

（委員）

区が設定した工期が短く事業者が対応できないのであれば、所管課の問題になるかと思うが、区が工期設定を適切に行えば、経理用地課長が説明した課題の部分的な解消にはなると思う。所管課はもちろんだが、契約担当課としても所管課が工期を適切に設定するよう努めてほしい。その対応が取れないのであれば、下見積もり事業者が非常に有利になると思う。どう考えるか。

（経理用地課長）

公表期間を長く取れることが理想だが、2案件は、補正予算を使った緊急的な案件であった。十分な工期を取ることは大切だが、地元の中小企業、どちらかというところの低い事業者への発注機会も、しっかりと生み出していく必要がある。できる限り早めの発注を求めているが、やむを得ず、公表期間が長く取れない案件もあるかと思う。

（総務部長）

できる限り早期の発注に努めて、工期等をきちんと厳守するやり方はこれからも進めていきたい。

また、練馬区では工事案件について受注制限を設けており、区内に本店を有する事業者の場合、単体の同工種の工事では2件まで、建設共同企業体（JV）案件については別途2件までとしている。

そのため、発注時期によっては応札する事業者が限られることがある。過去においてはアスベスト工事、学校の夏休み工事のように、期間が短く技術者を集めることが困難である案件については、受注制限の対象外としてきた。他の仕事を請け負っていても、この仕事に参加できるよう入札条件の緩和を行ってきたところである。

本案件は受注制限の対象になっているため、事業者が入札参加を回避した可能性があるが、いずれにしても早期の発注と業務の確実な履行のために、必要に応じて、その受注制限を解除していきたい。

受注制限は機会の均等だけでなく、事業者が自社の体力以上の受注を受けないようにするための契約上のトラブル回避の施策でもあるが、場合により柔軟に対応していきたい。

（委員）

1つは、加圧給水ポンプユニット更新工事について。令和2年3月31日、3月末日までが工期ということになっている。ポンプユニットの更新工事であれば、それほど工事期間はかからないように思えるが、実際は、業者が入札をためらうような、ぎりぎりの期間だったのかということが一点目。

また、受注制限について、その制限を解除する、しないというのは、行政側の一切の裁量で行われるのか。または、その基準なりがあるのか教えてほしい。

（経理用地課長）

委員から話があった工事そのものについては、それほど時間はかからないかと思うが、そのポンプユニットの調達に時間がかかる。当初は一月程度で機械が調達できるのではないかと踏んでいたが、実際は想定以上に期間がかかった。

また、断水を伴うものがあり、施設を閉めることもあるため、その点も配慮しながらやると、どうしても工期を十分に確保する必要がある。

2件目の受注制限の解除だが、先ほど、総務部長から説明があったとおり、機会の均等だけではなく、品質の確保もある。不必要に解除するものではないが、やはり工事を進めなければならないため、受注制限を解除しなければ落札できる事業者がないだろうということで、発注者である区側が裁量を持って判断していくということである。

（委員）

そうすると、今回は工期が短かったので、参加者が少なかったということになる。緊急の工事だということによってそのようになったのだと思うが、緊急性が高くないのであれば、例えば年度で繰り越して工期をしっかりとれば、もう少し参加者は多くなったと想像してもよいか。

（経理用地課長）

なかなかそこまでは踏み切れないのが現状である。例えば、国では債務負担行為などを柔軟に活用して工期をとることも推奨しているようなこともある。予算規律、財政規律の関係もあり、すぐに導入できるものでもないという現状もあるが、そういったものも考えながらやっていきたい。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。ただし、期間的に発注に余裕を持てるような事例では、余裕を持って発注できるよう工夫してほしい。

【案件5】

道路維持工事（その1）

（事務局）

本件については、平成30年度に実施した路面下空洞調査結果に基づき、路面下空洞化および路面下空洞化の要因となる埋設管損傷箇所を補修する工事であり、道路陥没による事故発生を防止するため、早急に補修工事を行わなければならないものであった。

契約方法は株式会社ホープとの特命随意契約である。競争入札によらない随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合に認められる。

本件対象工事箇所においては、既に東京都水道局が水道本管取替工事を実施していた。道路で工事を行う際には、交通管理者である警察に対して工事に伴う道路使用許可の申請を行う必要があるが、同時期に複数の工事発注者が存在し、工事箇所や工事期間が重複する工事を実施することは、現地の安全確保の都合上認められなかった。

しかし、都の水道工事が完了する令和2年12月まで施工を見送ってしまうと、道路の安全性確保を担保できない状況であるため、施行令第167条の2第1項第2号、性質、目的が競争入札に適しないものに該当し、現に東京都の水道管取替工事を請け負っている株式会社ホープと特命随意契約を締結した。警察においても同一の事業者が請け負うのであれば、規定の工事の工程変更として取り扱うとのことであった。

抽出理由の「適正価格はどのように確認したのか」ということだが、通常は、同様の道路維持工事の場合には、工事所管課において設計書を作成し、予定価格を積算している。本件についても、設計書を作成し、予定価格を積算した上で請負事業者に見積もりを依頼している。

結果としては、当初見積もり依頼の際には予定価格を超過しており、そのままでは契約ができないため、再度依頼したところ、株式会社ホープが予定金額以内の価格提示を行い、

その金額で契約締結が行われた。

なお、本件については、後に契約変更が行われ、契約金額が増額されている。変更内容は道路維持工事においては、道路の開削と埋設管の内面の被覆修正を行ったが、埋設管の長さが契約時の想定よりも長かったこと、また損傷の大きかった埋設管については、内面の被覆の補修ではなく、管自体の補修もしなくてはならなかったこと、また、管の補修自体を行うことによって残土処理も発生したため、仕様を追加した理由によるものである。

（委員）

このホープという会社に特命随契しなければいけない事情は分かった。

事務局、区側でも見積もりをして、向こうからも見積もりを出して、それで金額が折り合ったということか。

（事務局）

結果としてはそういうことである。相手方には予定価格を伝えずとれくらいかかるか見積もりを依頼したところ、予定価格を超過した金額が提示された。金額が低ければその金額で契約できるが、金額が予定価格よりも高かったため、改めて積算をし直してもらった結果、金額が折り合ったということである。

（委員）

向こうからは高い額で出てきて「それでは無理だから抑えてほしい」と依頼したら、結果的にこちらの思っていた額と同じで出てきたという理解でよいか。

（事務局）

その理解でよい。

（委員）

その一帯では、水道局が水道管の取替工事を実施していた。警察側からは「工事箇所や工事期間が重複する工事が実施されることは、交通の安全上認めることはできない」と言われた。

ここまでは分かるが、安全上認められないことと、一般競争入札での工事発注が困難というのは、どうつながるのか。

（経理用地課長）

一般競争入札で、同じ時期に工事をしようとしても認められないということ、ここで申し上げたかった。警察が認めないところで、正面突破をして業者を選定しても、水道工事が終わるまでは工事が着手できないため、随意契約としたものである。

（委員）

理解した。

あと1つ。その水道局の工事が終わるのを待ってられないという事情があったという

こと。そもそも路面の下の空洞の調査の結果が平成30年度実施ということである。これが令和元年の7月からということだが、30年度に空洞があることが分かれば、もっと早い時期に工事をする事ができなかつたのか。

（道路公園課長）

30年度の空洞調査は、28キロメートルにわたって区内の道路を調査した。このうち、陥没した場合に非常に危険である大きな空洞があった道路については、個別の工事で全部対応した。

今回の工事では、危険性が極めて高いわけではないが路線的に多く空洞のあるものについて、路線で工事をやらなくてはいけないということで、次年度に予算を確保した。本来であれば一般競争入札でやるが、工事の区間および期間が重なっていたため、このような形で工事をする事とした。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

【案件6】

多機種携帯対応型充電器の購入

（事務局）

平成30年度に大阪府北部地震や北海道胆振東部地震等、相次いで大きな災害が発生し、避難所における携帯電話やスマートフォンの充電対策について、大いに注目された。このことにより、区でも各小中学校における避難拠点や帰宅支援ステーションにおいて充電機能の確保を検討することとなった。

実際に被災自治体の避難所においては、各通信事業者が避難者向けに充電器を無償提供したところ、避難者に大変好評であったことから、区においても充電器を購入し、避難拠点等に備蓄することとなったものである。

本購入品は避難所での使用を考慮した特殊な仕様であるため、USBハブについて製品指定を行っている。一度に10台のモバイル端末の充電が可能であること、製品を10年以上使用するため蓄電機能を持たないこと。蓄電機能を持った場合、蓄電池は使用の有無に関わらず劣化が進行してしまうため、通常家庭用コンセント、100ボルト電源に接続して使用できる等を条件にしている。

本件の予定価格については、1者から参考見積書を提出してもらい、その価格を予定価格とした。なお、区内事業者や契約実績のある区外の防災商社、実際に避難所で避難者への提供実績のある通信事業者などにも見積もりを依頼したが、いずれも取り扱いがなく、見積もりを徴取できなかった。

購入に当たっては、練馬区物品買い入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満となるため、6者以上を指名するところ、取扱業者が少ないこともあり、8者を指名し、指名競争入札を実施した。

開札の結果、2者が辞退、4者不参、2者が応札し、予定価格以内で最も安い価格で応

札した株式会社協和エクシオが814万9,900円で落札している。

(委員)

そうすると、合計何台を調達したのか。

(事務局)

計110台である。

避難拠点が小中学校全てであるため98校、帰宅支援ステーションが区内7カ所であるため、計105カ所、予備が5台ということである。

(委員)

一時期、他の自治体でも、この携帯用の対応の充電器を入れる所が多かったが、製品の手配が追いつかないことはなかったか。

(防災施設係長)

確かに、昨年度の災害を受け、全国的に非常に需要が高まっていることは聞いている。同等品をいろいろと探したが、このようにパッケージ型で発売されている機種が他には全くなかったため、この協和エクシオの製品で進めた。

当初はNTTドコモがこういった製品を販売していて、そこから買おうと思っていたが、NTTドコモの方針が変わり、急に販売しないことになったため、代替りの業者を探した結果である。

(委員)

他の製品も当たったということなので、複数の製品を比較した上で、こちらで指定したという流れか。

(防災施設係長)

同等品をいろいろと探したが、今、申し上げたようにパッケージとして、同等品が他になかったので、この製品を念頭に手続きを進めた。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

【案件7】

元年度小型プレス車の売却

(事務局)

本件は、谷原清掃事業所で使用している一定年数を経過した直営清掃車両を売却する契約した。原則5年経過したものを更新しており、今回は平成25年度に購入した4台を売却するものである。

売却に当たっては、練馬区物品買い入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円未満となるため、5者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、1者不参、4者が応札し、最も高い価格で応札した茂呂運送株式会社が4台で1,023万円で落札した。

2者から見積もりを徴取し、不調リスク回避のため、低い見積額を予定価格に設定した。

落札価格が予定価格を超過した理由だが、平成27年度から29年度においては、1台あたり大体170万円前後で推移していたが、前回の平成30年度は1台93万円程度と大変安くなってしまい、売却時の需要で大きく価格の変動がある。

ちなみに、都内の他自治体の同様案件については、平成27年から30年までは大体5から6件ぐらい同様の清掃車の売却案件があったが、平成31年度は3件ほどしかなく、中古清掃車の需要があっても購入できないという状況があったと思われる。

また、落札事業者からは車両の下見の際に「令和2年度に小型プレス車が必要になる新規事業を抱えている」と述べており、新車であれば、1台あたり1,000万円弱かかるところ、同金額で4台購入できるため、確実に落札できるように高い金額で応札したのではないかと推測できる。

（委員）

この車両について初年度の登録年月日が平成25から26年と載っているが、売却の理由は何か。まだ、それほど古くなって、がたがきているというほどでもないと思うのだが。

（谷原清掃事業所副所長）

車両の更新基準というものを設けている。小型プレス車については、5年を基準にして5年経ったところで車両の状態を加味しながら、1年延長するか、その場で売却するかを決めており、今現在のところ6年目で更新という流れでやっている。

それに基づいて、今回も6年目で購入と売却という形になっている。売却について、車両の状況もあるが、また1年延ばすと、今度は売却の価格、資産の価値が落ちるため、その可能性も考えながら売却という形を取っている。

（委員）

小型プレス車とはどういう車両か。

（谷原清掃事業所副所長）

よく街中で走っているごみ収集車である。

（委員）

5年程度で更新するとのことだが、一般の自動車よりも、可動可能な部分が多いため、車両の劣化が早いのか。

（谷原清掃事業所副所長）

練馬区では整備と点検を適切に行っているため、基本的には、しっかり動くものではあ

る。一方、ごみを入れる架装部分については、1日6コースですずっと回っており、ごみの収集作業時に随時上げ下げされる部分であるため、消耗が激しい。

（委員）

区では小型プレス車を5～6年使用し、その後売却し、買い替えている。一方、落札した事業者は、区が売却した車両を購入し、さらに何年か使用している。その状況を踏まえ、5年程度で車両を買い替えている現在区の基準は適切だと思うか。

民間には減価償却の考え方があり、その考えに基づき、購入したものを15年や20年使用している。清掃事業に使用する車両については安全上の問題も考えなければいけないため、耐用年数ぎりぎりまで使うことはないと思うが、その辺の兼ね合いはどのように考えているか。

（石神井清掃事務所長）

区の使った車両が民間の事業者でもまだ使えるということで落札されているわけだが、清掃事業のほうは、毎日必ず行わなければならない、車を良い状態、完全な形で動かす必要性が極めて高い。

車両の走行距離は、5年で約18万キロ程度であるため、まだ使えることは使えるが、確実に安全な状態で、トラブルなく住民が出されたごみを収集するためには、5年から6年が妥当ではないかと考えている。

（総務部長）

まず、車両だが、清掃車両を自己で調達して、自分たちの備品として買っているが、従来、区役所の乗用車は、一般的な乗用車については10年ないし10万キロになったら老朽更新をするやり方が一般的であった。

ただ、今はリース車等を使っているため、自己所有の車は極めて少ない状態になっている。

その例外が清掃車両だが、基本的に5年というガイドラインでやってきている。毎日稼働して、しかも、止まったり動いたりというのが非常に頻繁に行われるため、通常の道路を運行する車両とは若干違った意味合いがある。

また、小回りが利いて住宅密集地での活動をするためには、やはり車両としても、きちんと整備する必要があることから、事業所には整備士の資格を持った正規職員が2名配置をされていて、メンテナンスは毎日行っている。

委員の発言内容もあるが、都内で、また首都圏で走っていた電車が地方鉄道でリユースされるケースがあるため、同様に考えるとわかりやすい。

車両としての寿命はまだあるが、区内で安全に、また住宅地を小回りを利かせながら、通常と違って止まったり降ろしたりということをやっていくために、5年というガイドラインが現在定められている。

（委員）

更新の基準を作っているとのことだが、その基準は大体いつぐらいに作られたものか。

（石神井清掃事務所長）

平成18年に作られたものである。

（委員）

まだ10年少し前ということであれば、その前はまだ別の基準があったということか。

（石神井清掃事務所長）

清掃事業は平成12年に東京都から移管されたため、まだ区に移管されて18年である。6年たって1回見直したということである。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

【案件8】

令和元年度輸入冷凍農産物の残留農薬の検査委託（単価契約）

（事務局）

本案件は、食品衛生法に基づき策定した食品衛生監視指導計画により実施している事業で、輸入冷凍農産物の残留農薬の検査を行い、区内に流通する当該農産物の安全、安心を確保することを目的とするものである。

推定限度額が300万円未満となるため、要綱に基づき区外業者5者を指名する指名競争入札を実施した。

なお、区内には厚生労働省に検査機関として登録し、本検査業務を行える業者がないため、区外の業者を指名している。また、検査においては、区内で比較的多くの輸入冷凍農産物を扱っている販売店、大手スーパーなどから商品を直接購入し、直接事業者へ引き渡すため、東京、千葉、埼玉、神奈川などの近隣地域の事業者を指名している。

開札の結果、1者辞退、4者が応札し、予定価格以内で最も安い価格で応札した一般社団法人日本食品分析センターが契約単価4万2,000円で落札している。

低落札率となった理由は、区や他自治体で実績のある3者から取得した下見積り額の金額が、昨年度の実績よりもだいぶ高いものであったためである。不調になるリスクもあるため、昨年度実績額を予定価格に設定することもできず、見積価格から安いほうの2者分の平均額のさらに9割の金額を予定価格として設定したが、昨年度の落札事業者が昨年度並みに低い価格で応札したため、結果として低落札率となっている。

（委員）

下見積り額の金額が昨年の額より非常に高かったため、価格を上げたという話だが、4万2,000円で落札した日本食品分析センターも下見積りは高く出していたとのことか。

（生活衛生課長）

下見積もりの際は、落札金額よりも高い金額で価格提示があった。

(委員)

下見積もりの金額と落札額に差が生じた理由を教えてください。

(生活衛生課長)

事業者からは下見積もり金額は、「適正な定価の料金」であったと説明を受けている。落札額が4万2,000円となった理由を、日本食品分析センターの担当者にも確認した。単価契約であったため、仕様書上15検体で、1検体あたりの単価を入札してもらったが、最終的に全部で幾つ検体を検査するかというところが問題となる。直近5年間ほどは日本食品分析センターが4万2,000円程度で落札をしているため、仕様書上15検体とはいいながらも、予算が許すために30検体弱、実際には検査をしている。

そうすると、仕様書上15検体だが、単価を安くしたために、区からは30検体近くをお願いすることとなる。本件についても、15検体ではなくて、多めに検体が依頼されるだろうという予測のもとに安く札を入れたと聞いている。

(委員)

落札事業者は15検体のところを、これまで30検体ぐらいあったため、本件でも30検体ぐらいくるだろうという見込みの中で、4万2,000円に落としてきた。15検体のみであれば、本来はこの金額ではないということか。

(生活衛生課長)

仕様書上15検体と書いているため、15検体になる可能性もあったと思うが、日本食品分析センターはそのように捉えた。

(委員)

日本食品分析センターは、今までの実績から、単価は幾らであろうとも総額は変わらないだろうという発想できたのではないかと推察されるということか。

(生活衛生課長)

そう考えている。

(委員)

単価で入札をしなければいけないという趣旨から考えると、総額が変わらないということとは、単価契約でやっている意味が少し薄れる気がするが、その点はどのように考えているか。

(生活衛生課長)

これまでは、輸入冷凍野菜などが確実にさまざまな種類、区内のスーパー等で購入できるかどうか確定していなかったため、単価契約としていた。

一方、その契約の仕方から10年ほど経っており、時代の背景とともに毎年かなりの野菜が輸入され、冷凍食品としてスーパーで売っているため、今年度の契約分から総価契約、例えば30検体の総価契約という形で契約することを考えている。

(委員)

先ほど委員から話があったとおり、現在の状況では単価契約の意味がない。その意味で言うと、契約方法も再検討してもらいたい。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。ただし、今後の契約の仕方について検討してほしい。

【案件9】

令和2年度練馬区立中学校生徒海外派遣実施等に伴う業務委託

(事務局)

本件は令和2年7月19日から7月26日までの6泊8日の日程で、区立中学校における国際理解教育を一層推進するため、区と友好都市提携を締結しているオーストラリア、イブスウィッチ市へ区立中学生66人を派遣し、ホームステイおよび現地校での体験学習プログラム参加等を通じて、友好親善を深めること等を目的とした海外派遣事業の業務を委託するものである。

入札については、練馬区物品買い入れ等の入札参加資格に関する要項に基づき、予定価格3,000万円以上の案件であるため、9者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、2者が最低制限価格未満、4者が辞退、2者が不参で、予定価格以内、最低制限価格以上の金額で応札した株式会社JTBが2,420万円で落札した。

本契約の履行期間は令和2年2月11日から令和3年1月31日までとなっている。令和元年度、令和2年度と2年度にわたる契約のため債務負担行為を設定し、令和元年度に120万円、2年度に残りを支払う契約となっている。

元年度に支出が発生する理由としては、派遣先のクイーンズランド州教育省国際教育部門の求めに応じ、渡航5カ月前までに保証金を支払う必要があるためである。既に3月末までに事業者へ120万円の支払いを行っている。

抽出理由の「コロナウイルスで事業計画が大幅に変わるのか。また、その場合の契約上の取り扱いはどうなるのか」だが、本案件については、現在の状況を鑑みて事業の実施を見送ることとした。

仕様書上では、保証金については、クイーンズランド州教育省国際教育部門の都合により、事業を実施しなかった場合または中止した場合は練馬区が支払った保証金について、受託者から練馬区へ返金する。練馬区の都合により、事業を実施しなかった場合または中止した場合は練馬区が支払った保証金について受託者から練馬区への返金は要しない。

上記に定めのない事由により、事業実施なかった場合または中止した場合の保証金の取り扱いは、練馬区と受託者の協議により定めることとしている。

現状では3月上旬、クイーンズランド州に保証金を支払おうとしたところ、コロナによ

る状況悪化のため準備を進められないと受け取りを拒否されていたこと、また、区としても中止の判断はしていることから、保証金の120万円については、株式会社JTBが預かっており、現在の協議を行っている状況である。

事業を実施しなかった場合に、練馬区が支払うキャンセル料については、別途株式会社JTBのキャンセル規定により、こちらについても現在協議を行っているところである。

保証金とキャンセル料の取り扱いについては今説明したとおりだが、実は次年度事業実施に係る準備業務については、今年度実施の事業が中止になっても、契約が継続することとなる。

よって、今回の契約については令和2年度の実施については中止となるが、一部業務が継続するため、契約変更の手続きを今後進めていくこととなる。

(委員)

事業を実施しなかった場合の保証金の扱いについて、協議中という説明を受けたが、先方はどのような方針を区のほうに伝えているのか。「返したくない」と言っているのか。

(教育指導課管理係長)

クイーンズランド州側から「受け入れについては難しい」という話を受けているため、基本的には全額戻ってくるという形で対応する。

(総務部長)

オーストラリアは日本のように全国統一で文部科学省が教育を取り扱っているわけではなく、オーストラリアという国を4つの州に分けて、その州ごとに教育行政が行われている。

この子どもたちが行くイプスウィッチ市は、クイーンズランド州という所に位置し、その教育省が日本でいう文部科学省のような役割をしている。その州政府とのやりとりの中でイプスウィッチ市に派遣をさせてもらっている実態がある。

保証金については、教育指導課からの説明のとおり、クイーンズランド州側からは、保証金の支払を求められないと思う。ただし、委員の確認事項は、JTBと本区との関係であるかと思うので、それについては改めて説明する。

(教育指導課管理係長)

本年度の海外派遣については中止となったが、来年度、令和3年度の事業を今後どうするかということについて、旅行会社を通じてクイーンズランド州の教育省と協議がある。その業務は残るため、その部分について契約変更ということで、現在はその協議をしている。

また、今年度の事業については、一定程度、当然ながら業務を実施しているため、その部分については、支払を行うことも含めて現在協議中である。

(委員)

これは毎年行っている事業だと思うが、昨年実施した際の事業者や契約金額は分かるか。

(教育指導課管理係長)

昨年の事業者は日通旅行株式会社である。金額は2,096万円であった。

(委員)

今回日通旅行は最低制限価格未満だったということは、その金額以下で入札をしても大丈夫であるとの判断で入れてきたということか。

(教育指導課管理係長)

そのとおりである。

(委員)

そうすると昨年の実績から見ても予定価格が高過ぎるような気がするが、その辺りはどうだったのか。

(教育指導課管理係長)

見積もりを事前にとっており、この日通旅行ともう1者取っている。そちらの見積もりに基づいて、予定価格を決め入札を行った。

(委員)

下見積り的なものと、実際札を入れた時のものは全く違う金額だったということか。

(事務局)

予定価格と比べるとだいぶ安い金額で入札されている。

(委員)

2者から見積もりを取ったということだが、JTBから取ったのか。違う事業者からか。

(教育指導課管理係長)

JTBとはまた別の会社からである。

(委員)

JTBは下見積もりには関与していないということか。

(教育指導課管理係長)

下見積り事業者には入っていない。

(委員)

このオーストラリアへのホームステイ以外に、練馬区で、生徒や学生を海外に派遣している事業はあるか。

(教育指導課管理係長)

海外へのホームステイ事業というのは、他には実施していない。

(委員)

生徒66人はどのように選ばれるのか。

(教育指導課管理係長)

練馬区内の中学校が33校あり、各学校が2名ずつ選出し参加してもらっている。

(委員)

例えば成績等が考慮されて選ばれるのか。

(教育指導課管理係長)

生徒の選出については、各学校に任せている。成績などではなく、それぞれにお任せしている。

(委員)

事業規模は毎年ほとんど同じだと思うが、例えば航空運賃等は相当変動があるので、年によっては相当金額のばらつきがあると考えてよいか。

(教育指導課管理係長)

今年の場合オリンピックが予定されていたため、その分高くなるだろうと考えていた。航空機運賃についてはかなり変動があるかと思うので、その辺は十分留意してもらいたい。

(総務部長)

今委員の指摘があったこと、また今年がオリンピックイヤーであったことから、予算見積もりの段階で、航空運賃は上がるだろうと見込んでいた。従って往復の運賃にはその額を乗せている。それが予定価格増額の主な理由である。

また、子どもたちの選出については、各学校で募集をかけて、男女1名ずつを選出している。もし複数の子供たちから参加希望があった場合には、各学校で面接等を行って男女1名ずつを選んでいる。平成5年から始まっている事業であるため、四半世紀程事業を続けている。

今回、オリンピックによる交通費の上昇というのを読みきれなかったことで、このような形の契約になったものと考えている。

委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

【案件10番】

練馬区内部情報系システムの構築等の委託

（事務局）

現在、練馬区職員が一般的に業務で利用している電算システムについては、起案等を行う文書管理や出退勤管理を行う庶務事務を担う内部管理事務システムと予算管理、契約管理や支出等を担う財務会計システムに分かれている。

今回、このシステムの一部リース期間完了に伴い総合システムとして一体的に調達をするものである。区のシステムは一定の電子化は実現しているものの、文書関係における電子決裁率が低いことや財務会計においても紙による事務が多く、電子化が進んでいないという課題を抱えている。

今回、新たに総合システムとして一体的に調達し、併せて電子決裁の拡充などを主とした事務の見直しを行い、経費の削減等、内部事務の効率化を図るものである。

本件は富士通株式会社東京支社を指定する特命随意契約を行った。概算経費の算出については、4者より当該年度の令和元年度経費と継続した5年間の経費を見積もってもらい、現行事業者である日本電気株式会社の価格を基本とし、予算要求を行い2億4,700万円を予算額としたプロポーザルを実施した。

本件は令和元年7月にプロポーザル方式による業者選定の結果、株式会社富士通東京支社を契約優先候補者としたものである。プロポーザルには当該事業者の他1者の申し込みがあったが、当該事業者が最高得点となった。

なお、プロポーザル方式とは高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争にはなじまない案件について、事業者から提案を募り、企画力、技術力、実績等の評価に基づき事業者を選定する方法で、特命随意契約、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の一種となるものである。

抽出席理由の「適正金額についてはどのように確認したのか」ということだが、概算経費については、先ほど説明したとおり4者から見積もりを徴取し、設定している。

また、プロポーザル方式の契約の場合については、優先候補事業者と契約内容について協議を行い、契約内容の中身について、齟齬（そご）や不明点を明確にした後に再度見積もりを徴取し、契約手続きを行う。

本件については、提案の概要と区の要件に大きな齟齬はなかったため、業者の提案額を基に予定金額を決定した。

（委員）

プロポーザルでやったというのは分かった。そうすると、見積もりは4者出してもらい、プロポーザルの参加者は2者であった。プロポーザルの場合に、そこで価格も出してくるというのがよくあるのか。

（情報政策課長）

今回のプロポーザルは経費も込みで提案してもらっているため、2者の価格はプロポーザル時に確認している。

（委員）

そうすると、一方では4者から見積もりを取りつつ、プロポーザルの2者からも価格も含めて提示があると。この事業者については、そのプロポーザルの価格がそのままの数字で、協議はしつつとは言いながら、イコールの価格で契約したという理解でよいか。

（経理用地課長）

プロポーザルの公募をホームページ等で公表する際に、募集要項の中で概算経費というものを示している。

また、業者には提案時に、先ほどの情報政策課長が申し上げたとおり、提案内容のほか、初期投資、5年間運用した時の経費、全てを入れてもらい価格点も評価している。

1,000円単位まで、事業者がぴったりそれを出してくるかどうかは、その事業者の特性でもあろうかと思うが、今回はぴったりで向こうが出してきたというものである。

（委員）

4者から見積もりを取って、それも踏まえて、プロポーザル提案をする時に区側としては大体概算額これぐらいで見積もっていると。それは単年度か、または5年間か。

（情報政策課長）

5年である。

（委員）

5年も含めて出して、それでプロポーザルにきたのは2者で、2者の時に価格の提示をしてもらって、その価格の提示というのは、5年も含めて提示をもらった上で、協議の中で年度について、この価格でやったという理解でいいか。

（情報政策課長）

そのとおりである。

（委員）

先ほど、現行の内部情報系システムは日本電気という話であったか。そのサポートが終了でバージョンアップは同じ日本電気にしたほうが、効率的だとか、費用を節約できるなど、そういうメリットはなかったのか。

（システム調整担当係長）

日本電気のほうで、その同じシステムの新しいバージョンがある。それにアップグレードする際、構築、開発の費用がかかってしまうため、それが普通の別の会社と構築をしたときとやはり比較が必要ということで、そこは現行の業者も含めて同じような競争でやらせてもらおうということプロポーザルでやった。

（経理用地課長）

日本電気には、現行の内部情報系システムのうち、文書システムを提供してもらっている。今回は出退勤を管理するシステムと、契約や、支払い、そういった財務会計のシステムも一体的に調達する必要があったため、そういったものを総合的に勘案してやってみると、文書をやっている日本電気に特定するメリットがなかったと。そのため改めてプロポーザルを行った。

#### 委員会最終意見

本件は適切に執行されている。

< 令和元年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7・8・9） >

#### （事務局）

資料7、8、9に基づき説明

#### （委員）

不調率について、昨今の傾向として、少し上がっているのか。または下がっているのか。

#### （経理用地課長）

今年度に入ってから、コロナの影響もあり、先が見通せない部分もあると説明したが、不調は起きていないという状況がある。

#### （委員）

指名停止措置を受けた梶山建設については、契約履行上の事故の発生を原因として、成績不良であったことも考慮して判断がされたと考え、累積して4カ月間の指名停止となったと考えてよいか。

#### （事務局）

そのとおりである。まず1つは、3カ月の指名停止があり、その後、工事完了した後に成績評定というのを出す。成績評定の中で基準があり、ある点数以下の場合、さらに指名停止がなされる。この事業者については成績が不良であったため、実はその成績不良の点数から考えると、標準期間としては4カ月であった。3カ月は3カ月として別にあり、成績不良として4カ月という標準期間があったが、既に3カ月の指名停止をしている中で、工事完了した後に成績不良というのが出たため、プラス4カ月ではなく、3カ月を減じて1カ月、累積として4カ月という説明である。

#### （委員）

梶山建設が指名停止措置を受けた2件は別工事か。同じ工事か。

#### （施設整備課長）

同じ工事である。足場が転倒したことや、それ以外にも屋根に置いた廃材が強風により

下階に落下するなど、成績不良になった。

(委員)

同じ工事で事故を起こして、それも含めて不良という話になると思うが、その場合二重に良くないわけである。そうすると先ほどの説明の標準が4カ月なので、既に課している3カ月除いてプラス1カ月としたことに疑問を感じるがその辺はどうか。

別の工事であればわかるが、同じ工事で事故を起こして、それで工事の結果も良くなかったという話になると、さらにペナルティをしてもいい気がするがどうか。

(経理用地課長)

同じ理由で重複してかけないというのがルールとしてあるため、今回は工事成績不良だが、その原因となったものが最初の3カ月と重なっているため、ダブルで加算して7カ月にはできなかったというのが、現実的なところである。

(委員)

その場合、この事故が起こったことにある程度起因して、その結果として工事成績も不良だったということであれば理解はできる。その理解でよいか。

(施設管理課長)

指名停止については、工事が終わった段階で指名停止をすることがある。ただ、今回のように事故が起こった場合、速やかにその事故に対する指名停止をする必要が生じたため、工事中であっても指名停止をした。

本件の当初の指名停止期間は1月10日から4月9日であった。夏休み工事については、3月から開札をしているので、その工事の入札に参加できなかったという意味では事業者には影響があった。

事故以外でも、屋根から物が飛んだこと、本来手続きをして許可を得て行わなければならない作業を、許可を得ずに行っていたこと等、総合的に判断すると4カ月分の指名停止期間に該当すると判断した。

もう既に事故で3カ月分、ペナルティを与えていたため、4カ月分上乘せさせることはできず、1カ月の延長ということになった。

なお、過去に複数年にかかる学校の改築で、引き渡しが遅れた際に、ペナルティとして指名停止を工事中にした事例がある。

工事について、重大な問題が生じた際には、速やかに指名停止をしたいということで、今回工期中の指名停止を行った。

<その他>

次回の入札監視委員会は、11月16日(月)14時開始予定。